

売 買 単 価 契 約 書 (案)

地方独立行政法人宮城県立病院機構（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、次の条項により、物品の単価契約を締結する。

（規格品質及び単価）

第1条 発注者が受注者に発注する物品の品名等は、次のとおりとする。

品 名	規格・品質	1 リットル当たり単価
A 重油	JIS 規格 1 種 2 号 硫黄含有 0.7%以下	円 銭

（消費税及び地方消費税は、代金請求時の数量に単価を乗じた額に10%を乗じた金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）とする。

2 発注者又は受注者は、契約期間内において、物価等の著しい変動その他経済事情により、契約単価が著しく不相当であると認められるに至ったときは、発注者受注者協議の上、契約単価を変更することができる。

（契約保証金）

第2条 契約保証金は、 としてする。

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

（納入場所）

第4条 納入場所は、次のとおりとする。

- ① 宮城県立精神医療センター（名取市手倉田字山無番地）
- ② 宮城県立がんセンター（名取市愛島塩手字野田山47-1）

（納入方法）

第5条 受注者は、発注者が設置する宮城県立精神医療センター、宮城県立がんセンター（以下「各病院」という。）から発注の都度、その指示に従い指定された場所に納入すること。

2 受注者は、前項の規定により納入するときは、その都度納品伝票を提出し、各病院の確認を受けなければならない。

（売買代金の支払）

第6条 受注者は、発注者に対し納入した燃料の代金を、病院ごとに毎月末日に集計し、各病院に請求するものとする。

2 発注者は、正当な請求書を受理したときは、その受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。

（違約金）

第7条 発注者は、受注者が納入期限までに物品を納入しないときは、その遅延日数に応じ、年3%の割合で計算した違約金を徴収するものとする。

（契約の解除）

第8条 発注者は、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- （1）受注者が、特別の事由なく、この契約に定められた義務を履行しないとき。
- （2）この契約の履行について、受注者又はその代理人若しくは使用人等に不正行為があったとき。
- （3）受注者が、破産の宣告を受け、又は無能力者若しくは居所不明となったとき。

(損害賠償)

第9条 受注者は、前条の規定による契約解除により発注者に損害を与えたときは、発注者にその損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、本契約を解除した場合において、受注者に損害が生じても、その賠償の責めを負わないものとする。

3 この契約解除において、一部履行済のものがあるときは、その数量に相当する代金を支払うものとする。ただし、発注者の都合により納入済の現品を還付することがあっても、受注者はこれに対し意義を申し出ることはいない。

(かし担保)

第10条 発注者に物品の所有権移転後、その物品に隠れた瑕疵又は指定に適合しないものが発見されたときは、受注者は無償でこれを取替え、又は補修するものとする。

(公正入札違約金)

第11条 受注者は、この契約の入札に関し、公正な価格を害し、又は不正の利益を図る目的をもって連合する等私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為その他の不正の行為を行ったことが明らかとなったときは、発注者の請求に基づき、明らかになった時までに締結した売買契約金額の100分の20に相当する額の公正入札違約金を、発注者に支払わなければならない。また、物品が納入された後も同様とする。

(不当介入に対する措置)

第12条 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。

2 前項の規定に基づいて受注者が警察への通報、捜査協力及び発注者への報告を適切に行った場合で、これにより、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、発注者は必要に応じて、履行期間の延長等の措置を講じるものとする。

(その他)

第13条 この契約に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度発注者と受注者が協議して決めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和3年 月 日

発注者 宮城県名取市愛島塩手字野田山47-1
地方独立行政法人宮城県立病院機構
理事長 荒井 陽一

受注者